

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 29 年 12 月 15 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ドラッグコスモス下阪本店 大津市下阪本一丁目 1015-1 ほか
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合は十分に配慮いただきたい。
 - (2) 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明するとともに、自治会等から要望があれば適切に対応されたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講ずること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 住民および自治会に説明を行い、理解を得ること。
 - (5) 工事関係車両が住宅街を走行するときは安全運転に配慮されたい。
 - (6) 通学路の安全対策を講じられたい。
 - (7) 下阪本小学校に工事の工程について説明されたい。
 - (8) 平成 29 年 5 月 11 日付けで協議終了した生活環境影響事業事前協議書の内容を順守すること。また、平成 29 年 6 月 16 日付けで協議終了した開発事業事前協議に関する措置事項を順守すること。
 - (9) 冷凍庫用室外機については大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成 10 年大津市条例第 27 号）に定める騒音発生施設に該当するので施設設置の 30 日前までに届出すること。
 - (10) 騒音予測において、敷地境界で規制基準を上回らないようにされたい。
 - (11) 当該店舗から排出される事業系廃棄物については、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎み、許可業者に委託するなど適正に処理すること。特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
 - (12) ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (13) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年大津市条例第 17 号）第 30 条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (14) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成 6 年大津市規則第 45 号）第 16 条の保管基準を順守すること。
 - (15) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (16) 営業が開始され次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 16 条の 3 に定めるところにより事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第 16 条の 4 に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
 - (17) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく届出について、事前に届出のあった内容から変更がある場合は、行為変更届を行うこと。
 - (18) 路外駐車場で、一般公共の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上のものの構造および設備は、料金を徴収しない場合であっても、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 7 条および第 8 条による技術的基準に適合させる必要があるため、大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
 - (19) 大津市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成 24 年大津市条例第 6 号）および大津市開発許可制度に関する基準を順守するとともに、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に基づく開発許可を得、その許可条件を順守すること。
 - (20) 店舗敷地周辺の道路は、下阪本小学校および日吉中学校の校区に該当するため、工事等の際は、児童および生徒の登下校時における安全対策を図るとともに、同小学校および同中学校へ事前に説明されたい。なお、事業に伴い発生した問題は事業者において解決されたい。
 - (21) 工事中に危険物を貯蔵し、または取り扱う場合は消防関係法令を順守すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1
 - (2) 縦覧期間 平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 1 月 15 日まで